

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

対象税目：贈与税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的） ○少子化の背景には、個々人の結婚や出産・子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている。一方で、各種調査結果によれば、若い世代が結婚や出産に踏み切れない理由として将来の経済的不安が挙げられていることから、本措置では、結婚や出産・子育てに係る経済的負担の解消に貢献することを目的とする。

当該措置の政策体系における位置づけ ○こども家庭庁の政策体系
 <こども施策の推進> 1.こども施策の総合的な推進

② 現行制度の概要
 根拠条文：租税特別措置法第70条の2の3、租税特別措置法施行令第40条の4の4、租税特別措置法施行規則第23条の5の4
 創設年度：平成27年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○祖父母や両親（贈与者）は、18歳以上50歳未満の子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円（※1）までを非課税（※2）とする。
 ※1 結婚関係で支払われるものについては300万円を限度とする。
 ※2 贈与等を受けた年の前年分の受贈者（子・孫等）本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度の適用不可。
 ○結婚・子育て資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
 ○子や孫が50歳に達する日に口座等は終了。終了時に、使い残しがあれば、贈与税を課税。
 ○その際、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に対応する額の暦年課税の贈与税率は、特例税率ではなく一般税率が適用される。
 ○終了前に贈与者が死亡した時に、使い残しがあれば、贈与者の相続財産に加算。

減収額

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
金額（億円）	-	-	-	-	-	-	-

③ アクティビティ ○本措置の導入により、結婚・妊娠・出産・育児にかかる費用を子・孫へ一括贈与した場合の贈与税が非課税となる。これにより、結婚や出産、子育てに係る経済的負担の解消を期待する。

④ アウトプット

年（12月時点）	R2	R3	R4	R5	R6	R7
契約件数（注1）	205	225	196	217	253	219
信託財産設定額（千円）（注2）	1,038,268	1,171,827	1,012,310	940,080	1,217,459	1,027,503

（出所）一般社団法人信託協会からの月次報告

注1. 受贈者（受ける側の契約の数）・祖父、祖母がそれぞれに一人の孫に贈与したら2カウントとなる。

注2. 設定した信託財産額の合計額を記載

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○本措置の適用により、その認知が高まる。
⑤ 短期アウトカム	指標：「結婚・子育て支援信託」に対する認知率（「結婚・子育て支援信託に関する調査」において、結婚・子育て支援信託に対して「仕組みを含め詳細について知っている」もしくは「名前は知っていたが、仕組みなど詳細までは知らなかった」と回答する割合） 目標値：令和8年調査 30.0%（令和4年調査 19.4%、令和6年調査 23.2%、令和8年調査 22.9%）
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○本措置の認知が高まることで利用者が増加し、その結果として、「結婚・妊娠・出産・子育てに係る経済的負担」が軽減される。
⑥ 中期アウトカム	指標：「自身の結婚・妊娠・出産・子育て資金に係る生計の負担が軽くなった（なる）」と回答する利用者の割合（「結婚・子育て支援信託に関する受益者向けアンケート調査」より） 目標値：令和8年調査 90.0%（令和4年調査 82.6%、令和6年調査 79.4%、令和8年調査 74.8%）
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○「結婚・妊娠・出産・子育てに係る経済的負担」が軽減されることにより、理想の子ども数を持たない理由として挙げられる経済的要因が減少する。
⑦ 長期アウトカム	指標：理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合（「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」より） 目標値：令和9年調査 45.0%（平成27年調査 56.3%、令和3年調査 52.6%）

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
結婚・子育て支援信託に関する調査	短期アウトカムに対する効果を評価するために選定。 （こどもがいる40～89歳の男女を対象とした、一般社団法人 信託協会によるインターネット調査。回答者数は、令和4年調査では2170人、令和6年調査では2066人、令和8年調査では2066人）
結婚・子育て支援信託に関する受益者向けアンケート調査	中期アウトカムに対する効果を評価するために選定。 （結婚・子育て支援信託の受益者を対象とした、一般社団法人 信託協会によるインターネット調査。回答者数は、令和4年調査では259名、令和6年調査では335人、令和8年調査では450人）
出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）	長期アウトカムに対する効果を評価するために選定。 （国内の結婚、出産、子育ての現状と課題を調べるために、国立社会保障・人口問題研究所が約5年ごとに実施している全国標本調査）

●分析手法：-
選定理由：-

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○令和4年調査（19.4%）、令和6年調査（23.2%）、令和8年調査（22.9%）ではいずれも、令和8年調査時点での目標値（30.0%）を下回っており、短期アウトカムの目標値は達成されていない。	○令和4年調査（82.6%）、令和6年調査（79.4%）、令和8年調査（74.8%）ではいずれも、令和8年調査時点での目標値（90.0%）を下回っており、中期アウトカムの目標値は達成されていない。	○平成27年調査（56.3%）、令和3年調査（52.6%）ではいずれも、令和9年調査時点での目標値（45.0%）を上回っており、長期アウトカムの目標値は達成されていない。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○「本措置に関する周知が十分に行われていないこと」が、要因の一部として考えられる。	○最新の令和8年調査では、本制度の改善して欲しいと思う点として、「受託者に対する払出請求の簡素化（58.4%）」、「支払い対象となる範囲の拡充（58.2%）」が挙げられている。そのため、「利用する際の手続きの煩雑さ」、「対象となる範囲が限られていること」が要因の一部として考えられる。	○「本措置の利用件数が限られていること」が、要因の一部として考えられる。

③ 政策効果等	○各アウトカムの達成状況を踏まえると、政策効果は限定的であると考えられる。また、利用件数も低迷している（令和5年：217件、令和6年：253件、令和7年：219件）。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○出産・子育て支援については既に各種の給付措置等が講じられているが、本措置は直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与に係る税負担の軽減を通じて支援を行うものであるため、これらの給付措置等とは異なる性質のものである。一方で、本措置の政策効果が限定的であることについては、留意が必要である。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○本措置については、令和7年度与党税制改正大綱において、「令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべき」と指摘されており、その後の制度周知強化に関わらず、利用件数が増加しておらず、今後の利用増加も見込み難い状況である。こうした状況を踏まえ、本措置については、適用期限の延長についての要望の是非を慎重に検討する。		
-----------	--	--	--

主担当部局 : こども家庭庁長官官房（総合政策担当）少子化対策室
 共管担当部局 : 金融庁総合政策局総合政策課